

# 令和2年著作権法改正

令和2年度著作権委員会第2部会

佐竹 勝一, 盛田 昌宏, 吉田 淳, 佐々木 香織

## 要 約

令和2年著作権法等改正においては、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る措置に加えて、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、アクセスコントロールに関する保護の強化、プログラムの著作物に係る登録制度の整備、といった制度が導入された。

同改正の大きな目的の一つは、近年その被害が深刻化しているインターネット上における著作権侵害への対応、より具体的には、海賊版による被害への対策にあった。

そこで、令和2年度著作権委員会では、海賊版対策として導入されたリーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る措置を中心に、改正に至る経緯も踏まえながら、改正法の内容について調査研究を行った。本稿ではその結果を報告する。

## 目次

1. はじめに
  1. 1 令和2年改正著作権法の内容
  1. 2 改正に至る経緯
  1. 3 本稿における検討対象
2. インターネット上における海賊版被害の実態とこれまでの対策
3. リーチサイト対策
  3. 1 リーチサイト・リーチアプリとは一定義
  3. 2 規制の内容
  3. 3 プラットフォーマーの除外
  3. 4 まとめ
4. 侵害コンテンツのダウンロード違法化
  4. 1 はじめに
  4. 2 民事措置 (30条1項4号・2項)
  4. 3 刑事罰 (119条3項2号・5項等)
  4. 4 まとめ
5. 写り込みに係る権利制限規定
  5. 1 はじめに
  5. 2 改正法の内容
6. アクセスコントロールに関する保護の強化
  6. 1 経緯
  6. 2 改正法
  6. 3 侵害行為と刑事罰
  6. 4 実務について
7. 終わりに

## 1. はじめに

### 1. 1 令和2年改正著作権法の内容

令和2年6月5日、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)が可決・成立し、同月12日に公布され、令和2年10月1日、令和3年1月1日、又は同年6月1日に施行された。

改正法は、インターネット上の海賊版対策の強化のため、①リーチサイト対策(著作権法113条2項~4項、119条2項第4号・第5号、120条の2第3号等)、及び②侵害コンテンツのダウンロード違法化(著作権法30条1項第4号・2項、119条3項第2号・5項等)に係る措置を講じたのみならず、著作物の円滑な利用を図るため、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大(著作権法30条の2)、④行政手続に係る権利制限規定の整備(地理的表示法・種苗法関係)(著作権法42条2項)、及び⑤著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入(著作権法63条の2)に係る措置、また、著作権の適切な保護を図るため、⑥著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化(著作権法114条の3)、及び⑦アクセスコントロールに関する保護の強化(著作権法2条1項第20号・第21号、113条7項、120条の2第4号等)に係る措置を講じたものである。また、改正法は、⑧プログラムの著作物に係

る登録制度の整備のための「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」の改正も含むものである。

このうち、上記①リーチサイト対策、及び②侵害コンテンツのダウンロード違法化は、近年その被害が深刻化しているインターネット上における著作権侵害への対策のため、具体的には、インターネット上において、著作権を侵害するコンテンツ（海賊版）が多数アップロードされ、その結果、著作権者に対価が支払われることなく、無断で、多くのコンテンツが視聴され、あるいはダウンロードされるという海賊版の被害が深刻さを増しているところ、このような海賊版による被害への対策のために導入されたものである。

## 1. 2 改正に至る経緯

今回の改正法については、上記②の侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象を巡って議論が紛糾し、改正が一度見送られた経緯があった。

すなわち、平成31年2月に、海賊版による被害への対策のため、文化庁によって、上記①や②を含む著作権法等の改正の方針が示されたが、特に②侵害コンテンツのダウンロード違法化の内容に関して、各界から、ダウンロード違法化の対象範囲が広範に過ぎるのではないかという危惧が示された結果、国会への法案提出が見送られた。

平成31年2月当時の文化庁の案は、ダウンロード違法化の対象を、特別な限定を設けずに、従前から違法とされていた音楽・映像以外の著作物全体に拡大したものであったが、国民の日常的なインターネット利用が萎縮するとの懸念が広がり（その中には、広く国民に利用されているスクリーンショットにおいて、著作権侵害の画像等が偶然に写り込んだ場合にも著作権侵害を問われる可能性が否定できないとの懸念もあった）、漫画家など海賊版被害の当事者からも違法化の範囲が広すぎるとの意見も出てきたことから、最終的に改正が見送られた。

そこで、上記懸念を解消するために、文化庁において再検討を行い、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請のバランスに留意したうえで、今回の改正法における①リーチサイト対策及び②侵害コンテンツのダウンロード違法化の内容が定められた。また、同様の観点から、③写り込

みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大も導入されるに至ったものである。

## 1. 3 本稿における検討対象

以上のとおり、改正法は、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」、言い換えれば、著作権保護という要請と、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」、言い換えれば、著作物の円滑な利用の促進という要請という2つの相反する要請のバランスに留意したうえで、①リーチサイト対策（著作権法113条2項～4項、119条2項第4号・第5号、120条の2第3号等）、②侵害コンテンツのダウンロード違法化（著作権法30条1項第4号・2項、119条3項第2号・5項等）、及び③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大（著作権法30条の2）を導入した。

本稿では、新たに導入されたこれらの制度において、上記2つの要請（著作権保護の要請と著作物の円滑な利用の促進という要請）がどのような形で実現されているのかという観点に着目しながら、制度の内容、要件、効果等について説明を行うものである。

また、近年のインターネット配信によるコンテンツ提供及びそれに伴う不正利用の増加を受け、コンテンツの不正利用防止のための保護技術（アクセスコントロール）の一つであるシリアルコードを利用したライセンス認証に関連する改正も導入されたことから（⑦アクセスコントロールに関する保護の強化）、この改正の内容についても最後に簡単に説明を行う。

## 2. インターネット上における海賊版被害の実態とこれまでの対策

改正前の著作権法の下では、著作権者の許可なくインターネット上に著作物をアップロードする行為、及び、音楽及び映像に限っては違法にアップロードされたことを知りながら私的使用目的のためにダウンロードする行為（録音及び録画行為）について（なお、私的使用目的のためではないダウンロード行為については、その著作物が何であれ、著作権者の許諾がない限りは著作権侵害に当たることは当然である）、著作権侵害とすることが可能であったが、私的使用の目的で、漫画、書籍、論文といった静止画やコンピュータープログラムをダウンロードする行為は規制されておらず、著作権侵害に問うことは難しい状況で

あった。

このように漫画、書籍、論文といった静止画やコンピュータプログラムのコンテンツの海賊版については、アップロード行為が違法とされているにとどまり、私的使用目的でのダウンロード行為に何らの法規制がなかったことも相俟って、海賊版による被害は深刻な状況にあった。

そこで、侵害コンテンツの私的使用目的でのダウンロードを違法とする法改正が求められていた。

また、いわゆるリーチサイト・リーチアプリの存在が海賊版のダウンロード被害を増大化させていた。リーチサイトとは、著作権侵害コンテンツが掲載されているサイト（ストレージサイト）へのリンク情報等を掲載するサイトのことであり、コンテンツの種類（漫画、雑誌、文芸書、写真集等）ごとに、また、作品ごとに、整理、分類されてリンク情報を掲載することにより、利用者が容易に侵害コンテンツへアクセスできるようにしたサイトのことである。リーチアプリとは、アプリケーションを介して著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供するようなソフトウェアである。このようなリーチサイト・リーチアプリの存在により、著作権侵害コンテンツのダウンロードが容易な状況が生まれており、改正前の著作権法ではリンク提供行為やこのようなリーチサイト・リーチアプリの運営者の行為を著作権侵害に問うことは難しかったことから、リーチサイト・リーチアプリを規制することが可能な法改正が求められていた。

以上のような海賊版被害の実態を踏まえて、改正法が制定されるに至ったものである。

### 3. リーチサイト対策

#### 3. 1 リーチサイト・リーチアプリとは一定義

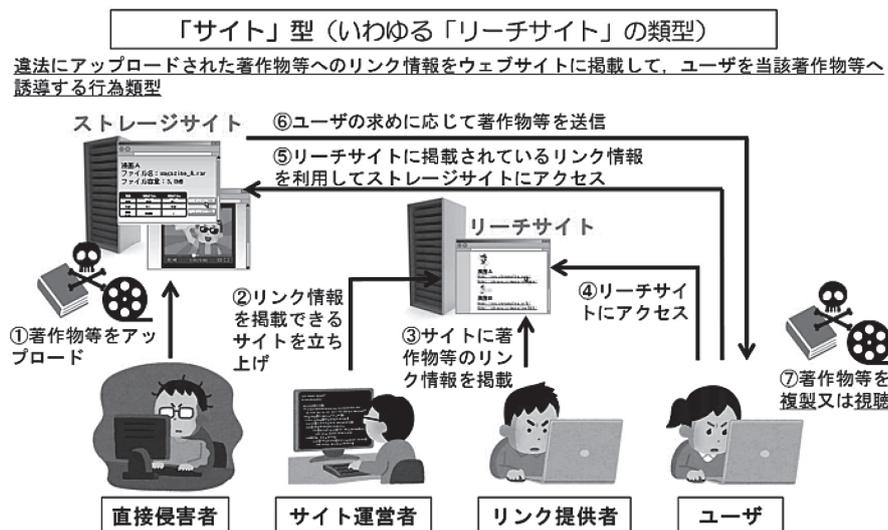
「リーチサイト・リーチアプリ」とは、違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ）へのリンク情報（URL そのものや URL を記号に置き換えたもの等）を集約したウェブサイト又はアプリケーションソフトウェアを指す。いずれも、自身のウェブサイト等に侵害コンテンツ自体を掲載するのではなく、侵害コンテンツへ誘導する点が特徴である。

改正法の制定前においては、このような侵害コンテンツへのリンク情報等を提供する行為は、当該著作物の自動公衆送信または送信可能化には該当しないと判断した裁判例（例えば、大阪地判平成25年6月20日など）があり、また、一定の場合には公衆送信権侵害の幫助が成立する可能性があるとの考え方は存在していたものの（例えば、札幌地判平成30年5月18日など）、幫助が成立したとしても差止請求を認める可能性については否定的な考え方が多く（例えば、知財高判平成22年8月4日など）、取り締まりが困難な状況であった<sup>(1)</sup>。

以上のような背景・経緯があったところ、改正法はリーチサイト・リーチアプリに関して、以下の二つの行為を著作権侵害として規制し、著作権保護を図ったものである。

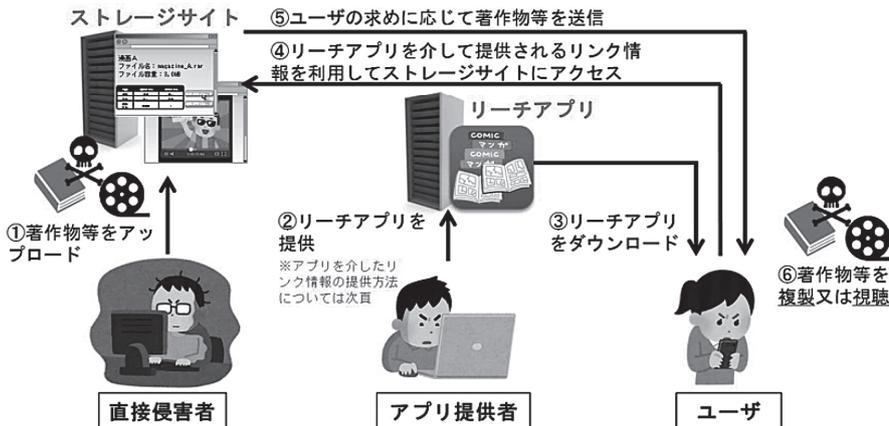
- ①侵害コンテンツのリンク情報を提供する行為（リンク提供者による行為）
- ②リーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為（リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者による行為）

他方で、改正法は、刑事罰（著作権法119条2項第



文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」（2019年2月）4頁より

**「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）**  
 アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザーを当該著作物等へ誘導する行為類型



文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」（2019年2月）4頁より

4号・5号)については親告罪とし(著作権法123条1項),自ら直接的にリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為を行っていないいわゆるプラットフォームについては今回の規制が及ばない(著作権法113条3項,119条2項第4号・5号)こととするなど,著作物の円滑な利用の促進という要請にも一定程度配慮している。

### 3.2 規制の内容

#### (1) リンク提供者の規制

侵害コンテンツのリンク情報を提供する行為は,著作権法第113条2項により,みなし侵害となる。

##### 1) 対象行為

リンク情報の提供方法としては,URLを掲載する行為が典型的であるが,侵害コンテンツへの誘導という観点から,例えば,URLの一部を☆等の記号に置き換えたもの,侵害コンテンツが蔵置されているサイト内の検索機能を使用して侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するためのボタンを掲載する行為等も対象となり得る。

##### 2) 主観要件

当該規制は「違法にアップロードされた著作物と知っていた場合又は知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」に限られる。これは,当該著作物のアップロードが違法なものであるか否かをリンク情報等の提供者が判断することが容易ではない場面もあり得るため,表現の委縮に繋がる可能性もあることから,主観要件を求めたものである<sup>(2)</sup>。

#### 3) 効果

著作権法113条2項に該当する場合,リンク情報の提供行為を行ったものに対して,差止請求及び損害賠償請求等の民事的な措置を取ることができる。

#### 4) 刑事罰(120条の2第3号,123条1項,124条1項第1号)

著作権法第113条2項のみなし侵害行為のうち,過失によるものについては表現行為への委縮への配慮から刑事罰の対象から除外されており,故意犯のみが対象となっている。法定刑は,3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこれらの併科であり,親告罪である。また,両罰規定の定めもあり,法人についても3億円以下の罰金が科せられる。

#### (2) リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者の規制

リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が,上記リンク提供行為を放置している場合,著作権法113条3項により,みなし侵害となる。これは,リンク情報等を削除する権限及び義務があるにもかかわらず,第三者によって書き込まれたリンク情報等を削除せずに放置している者も,リンク情報等の提供行為の主体と評価し得るためである<sup>(3)</sup>。

##### 1) 対象行為

リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が,侵害コンテンツへのリンクを削除できる(削除することが技術的に可能である)にもかかわらずリンクの提供を削除せず,これを放置する行為が対象となる。

##### 2) 主観要件

当該規制は「リンク先のコンテンツが侵害著作物等

であると知っていた場合又は知ることができたと認めらるるに足る相当の理由がある場合」に限られる。

### 3) 効果

著作権法第113条第3項に該当する場合、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対して、差止請求及び損害賠償請求等の民事的な措置を取ることができる。

差止めの範囲について、リンク情報等の削除を求めることができることに争いはないが、リーチサイトやリーチアプリ全体の削除まで認められるかどうかは争いがある。

### 4) 刑事罰 (119条2項4号・5号, 123条1項, 124条1項第1号)

著作権法第113条3項のみなし侵害行為のうち、故意犯のみが対象となっている。法定刑は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金またはこれらの併科であり、親告罪である。また、両罰規定の定めもあり、法人についても3億円以下の罰金が科せられる。

### 3.3 プラットフォーマーの除外

ユーザーがリンク情報等を提供することができるプラットフォーム・サービス（例えば、YouTube（登録商標）等）は、その一部がリーチサイト等に該当する可能性があるが、それと同時に多くの適法な表現の場の提供も行っていることから、無用な萎縮が生じることのないように「リーチサイト等と、相当数のリーチサイト等ではないウェブサイト等を包括しているウェブサイト等において、単に公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者」は、著作権法113条3項、119条2項第4号・5号による規制対象から除外されている（各規定における括弧書き）。

ただし、著作権者等からのリンク情報等の削除請求を正当な理由なく相当期間にわたって放置している場合や、その他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合は除外されない（各規定における括弧書きの中の括弧書き）。

### 3.4 まとめ

リーチサイト・リーチアプリに関する改正法の内容については以上のとおりであり、侵害コンテンツのリンク情報の提供行為及びリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為を規制することにより、著作権保護を図っている。

## 4. 侵害コンテンツのダウンロード違法化 (30条1項4号・2項)

### 4.1 はじめに

2項で述べたとおり、改正法の制定前は、漫画、書籍、論文といった静止画やコンピュータープログラム等のコンテンツの海賊版については、アップロード行為が違法とされているにとどまり、私的使用目的でのダウンロード行為に何らの法規制がなかったことから（なお、上述したとおり、私的使用目的ではないダウンロード行為については、著作権者の許諾がない限りは著作権侵害に当たることは当然である）、私的使用目的であれば、これら海賊版をダウンロードする行為を著作権侵害に問うことができなかった。

そこで、改正法は、著作権の権利制限規定である30条（私的使用のための複製）から除外される場合（すなわち、複製が著作権侵害となる場合）として、既に著作権侵害とされていた音楽・映像のみならず、その1項4号において、著作物全般（漫画、書籍、論文、コンピュータープログラムなど）のダウンロード行為を含めることとし、著作権保護という要請に応えたのである。

もっとも、平成31年の改正案の際の懸念（すなわち、国民の日常的なインターネット利用が萎縮するとの懸念）を払拭するため、改正法は、30条1項4号・2項（民事措置）及び119条3項2号・5項等（刑事罰）において、著作権侵害となる場合について一定の除外規定を設けることにより、著作物の円滑な利用の促進という要請にも配慮している。

### 4.2 民事措置 (30条1項4号・2項)

#### (1) 対象著作物

私的使用目的のダウンロード行為であっても著作権侵害に該当する対象の著作物を、違法にアップロードされた著作物全般とした（なお、映像及び音楽については、既に30条1項3号に規定されていることから、4号はそれ以外の著作物全般を対象とした）（30条1項4号）。

違法にアップロードされた著作物全般について私的使用目的での複製行為（ダウンロード行為）を著作権侵害とすることにより、従前よりも著作権保護を実現することが可能となった。

#### (2) 主観要件

30条1項4号は、違法にアップロードされたこと

を知らながら複製する（ダウンロードする）場合のみ、同号が適用される旨規定している。なお、同条2項には、重過失により違法にアップロードされたものだと知らなかった場合は、同号が適用されない（著作権侵害とはならない）旨が規定されている。

したがって、違法にアップロードされたことを知ってダウンロードした場合のみ著作権侵害となり、著しい不注意により違法にアップロードされたことを知らなかったとしても（知らなかったことにつき重過失があった場合でも）、著作権侵害とはならない。

### （3） 除外規定

#### 1) 「軽微なもの」を複製する（ダウンロードする）場合

著作物のうち、複製（ダウンロード）する部分が占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし「軽微なもの」と認められる場合は、30条1項4号は適用されず、私的使用目的の複製（ダウンロード）行為は著作権侵害とはならない。

例えば、（ア）著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小部分である場合や、（イ）画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合は、「軽微なもの」と認められ、私的使用目的であれば著作権侵害とはならない<sup>(4)</sup>。

上記（ア）の具体例としては、以下のような例が挙げられる<sup>(5)</sup>。

#### 「軽微なもの」の典型例

- ・数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- ・長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- ・数百ページで構成される小説の1ページ～数ページのダウンロード

#### 「軽微なもの」とは言えない例

- ・漫画の1話の半分程度のダウンロード
- ・1コマ漫画の1コマ全部のダウンロード
- ・論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
- ・絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロード（上記（イ）の「画質」による判断基準により、「軽微なもの」と認められる場合もあり得る。）

上記（イ）の具体例としては、以下のような例が挙

げられる<sup>(6)</sup>。

#### 「軽微なもの」の典型例

- ・サムネイル画像のダウンロード

#### 「軽微なもの」とは言えない例

- ・絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・高画質の写真のダウンロード

#### 2) 「翻訳以外の方法により創作された二次的著作物」（二次創作物・パロディ等）を複製する（ダウンロードする）場合

「翻訳以外の方法により創作された二次的著作物」（例えば、二次創作物やパロディ等が含まれる）については、30条1項4号は適用されず、これら二次的著作物について私的使用目的で複製する（ダウンロードする）行為は原作者の有する著作権の侵害とはならない。

したがって、二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物については、それが違法にアップロードされたものだと知らながら私的使用目的でダウンロードしたとしても、原作者の著作権の侵害とはならない。

#### 3) 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」において複製する（ダウンロードする）場合

「著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は、30条1項4号は適用されず、私的使用目的の複製（ダウンロード）行為は著作権侵害とはならない。

この除外規定の適用を主張する場合、著作物の利用者が「不当に害しないと認められる特別な事情」の存在を立証する必要がある。利用者に立証責任を負わせたのは、例えば、漫画の海賊版を楽しむためにダウンロードしているような場合はおよそ「特別な事情」が存在するとは考えられないことから、利用者による居直り主張（行き過ぎた主張）を確実に防止するためである。

「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある」かどうかは、（ア）著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度、及び（イ）ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様、という2つの要素の相関関係によって判断される<sup>(7)</sup>。

「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある」場合の具体例としては、以下のよう

な例が挙げられる<sup>8)</sup>。

【例1】詐欺集団の作成した詐欺マニュアル（著作物）が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載（違法アップロード）されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること

【例2】無料の大学紀要に掲載された論文（著作物）の相当部分が、他の研究者のウェブサイト批判とともに無断転載（引用の要件は満たしていない＝違法アップロード）されている場合に、その文章を全体として保存すること（正しい知識を得るためには、その批判文と批判対象の論文をセットで保存する必要）

【例3】有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するために、そのポスター（著作物）が無断掲載（違法アップロード）されている場合に、そのSNS投稿を保存すること（有名タレントがイベントをおすすめしている事実とポスターをセットで保存する必要）

#### （4） 効果

30条1項4号に該当する場合、私的使用目的での複製（ダウンロード）行為であったとしても、著作権侵害となり、著作権者は、複製（ダウンロード）行為者に対し、差止及び損害賠償請求等の民事的な措置をとることができる。

### 4. 3 刑事罰（119条3項2号・5項等）

#### （1） 対象著作物・主観要件・除外規定

民事措置においては、私的使用目的のダウンロード行為であっても著作権侵害に該当する対象の著作物を、違法にアップロードされた著作物全般とされていたが（30条1項4号）、刑事罰の対象となる行為はこれよりも厳しく、違法にアップロードされた著作物全般であり、かつ当該著作物の正規版が有償で提供されているものという限定が加えられた（119条3項2号）。

また、主観要件については、対象となる著作物が違法にアップロードされたこと及び当該著作物の正規版が有償で提供されていることを知りながら複製する（ダウンロードする）ことが必要であり（119条3項2号）、また、重過失により違法にアップロードされたものであること、あるいは当該著作物の正規版が有償で提供されていることを知らなかった場合（あるいは、重過失により正規版が無償で提供されているもの

と勘違いした場合）は著作権侵害とはならない（119条5項）。

さらに、一定の場合には119条3項2号が適用されない除外規定に関しては、民事措置（30条1項4号）の場合と同様であり、「軽微なもの」を複製する（ダウンロードする）場合、「翻訳以外の方法により創作された二次的著作物」（二次創作物・パロディ等）を複製する（ダウンロードする）場合、及び「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」において複製する（ダウンロードする）場合は除外規定に該当し、119条3項2号は適用されず、したがって、著作権侵害とはならない（119条3項2号）。

もっとも、民事措置の場合と異なり、刑事罰の適用には、常習性が要件として必要であり（後述（2）項）、また、親告罪とされている（後述（3）項）。これにより、刑事罰の存在によって、国民の日常的なインターネット利用が萎縮することがないようにバランスをとっている。

#### （2） 常習性の要件

刑事罰の対象となるのは、複製行為（ダウンロード行為）を継続的に又は反復して行う場合に限定される（119条3項2号）、単発的にダウンロード行為を行っても、刑事罰は適用されない。

#### （3） 親告罪

119条3項2号の罪は親告罪であって、著作権者の告訴がない限りは起訴されず（123条1項）、刑事罰が適用されることはない。

#### （4） 法定刑

119条3項2号の罪の法定刑は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金またはこれらの併科である（119条3項本文）。

### 4. 4 まとめ

以上のとおり、改正法は、民事措置（30条1項4号・2項）及び刑事罰（119条3項2号・5項）を規定することにより、侵害コンテンツのダウンロード違法化を実現したものであり、また、その規定内容は、著作権保護と著作物の円滑な利用の促進という2つの要請のバランスに留意したものとなっている。

## 5. 写り込みに係る権利制限規定

### 5.1 はじめに

写り込みに係る権利制限規定に関し、平成24年改正著作権法により、既に「写真の撮影」・「録音」・「録画」を行う際における第三者の著作物の写り込みについては権利制限の対象となっていた（これは、当時、必要性が特に高かったものに限定して立法化されたものである）。

しかしながら、その後のスマホやタブレット端末等の急速な普及や、動画投稿・配信プラットフォームの発達など、社会実態が大きく変化している中で、従来の規定では不都合が生じる場面が顕在化したことから、改正法は、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大（著作権法30条の2）に係る規定を導入し、スクリーンショットや生配信を行う際の第三者の著作物の写り込みも対象に含めるなど、規定の対象範囲の拡大を行ったものである。

これにより、日常生活における様々な行為（例：動画投稿・配信プラットフォームを活用した個人による生配信）や、新たなビジネスニーズ（例：ドローンで撮影した映像をリアルタイムで遠隔地に配信するサービスや、ゲーム制作に当たっての風景のCG化）に対応することが可能となった。

また、写り込みに係る権利制限規定の対象の拡大は、改正法が導入した私的使用目的における侵害コンテンツのダウンロード違法化との関係でも、インターネット利用の萎縮を防止するという目的に資するものである。

すなわち、4項で述べたとおり、改正法により、著作権者から複製の許諾を得ていない著作物全般については、私的使用目的であっても一定の要件の下では複製行為（ダウンロード行為）が著作権侵害となった。しかしながら、例えば、私的使用目的でスクリーンショットを行う際にその背景に偶然使用許諾を得ていない他人の著作物が写り込んだ場合にも著作権侵害のリスクが発生し、インターネット利用が萎縮してしまうという懸念があった。

改正法が導入した、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大はこのように他人の著作物が映り込んだ場合において著作権侵害とはならない要件を明確にすることにより、インターネット利用の萎縮の防止を図ることを目的とする規定であるといえる。

### 5.2 改正法の内容

改正法（30条の2）により、写り込みに係る権利制限の対象となる行為は、従前から認められていた写真撮影、録音、録画の各行為に加えて、複製行為（例えば、スクリーンショット）及び複製を伴わない伝達行為（例えば、生配信）に拡大された。

また、適用の要件について、従前は対象行為（写真撮影、録音、録画等の複製行為）によって創作される物自体が創作性の認められる場合に限定されていたが、改正法は、この要件を撤廃し、複製行為や伝達行為によって作成される対象物に創作性が認められない場合であっても、本規定が適用されることとなった。

さらに、メインの被写体と写り込みに係る著作物との関係についても、従前はメインの被写体から分離困難な著作物（なお、ここでいう著作物はメインの被写体における軽微な構成部分に限られる）の写り込みのみが対象となり、分離困難性が求められていたのに対し、改正法は、メインの被写体に付随する著作物（なお、ここでいう著作物がメインの被写体（作成伝達物）における軽微な構成部分に限られることは改正法の前後で変更はない。なお、「軽微な構成部分」に該当するかどうかは、メインの被写体（作成伝達物）のうち「当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし」で判断される旨が改正法で新たに規定された）であれば、分離困難でない場合の写り込みであっても対象となり、本規定の適用が可能となった。

ただし、改正法では、写り込みに係る付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、付随対象著作物等のメインの被写体からの分離の困難性の程度、メインの被写体において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らして、正当な範囲内に限り、付随対象著作物を利用できる旨を規定している。これは、著作権保護の観点から、一定の場合には、付随対象著作物の利用であっても制限を受けることを規定したものであるといえることができる。

## 6. アクセスコントロールに関する保護の強化

### 6.1 経緯

(1) 映像や音声等に係る著作権の保護技術としては、コピーコントロールによる方法<sup>(9)</sup>とアクセスコントロールによる方法<sup>(10)</sup>が存在する。アクセスコントロールについては、これまで、コ

ンテンツが録音・録画された媒体に不正利用防止のための信号も併せて記録され、同信号に対応した再生機器や録画機器等でしか再生・録画できないという形で用いられてきた。しかしながら、近年、コンテンツ提供方法がパッケージ販売（記録媒体での販売）からインターネット配信に移行している。これに伴い、不正利用を防止するための保護技術（アクセスコントロール）として、多くのソフトウェア企業では、シリアルコードを利用したアクティベーション方式のライセンス認証が導入されるようになった（すなわち、不正利用防止のための信号が、コンテンツが記録されている媒体に記録されるのではなく、コンテンツとは別に送信されるようになった）。その結果、このシリアルコードを利用したライセンス認証の回避によるコンテンツの不正利用の発生が増えていた。

- (2) この点、令和2年改正前著作権法においても、コピーコントロール（なお、著作権法ではコピーコントロールは2条1項20号で「技術的保護手段」と定義されている）及びコンテンツとともに記録媒体に不正利用防止のための信号が記録されている場合におけるアクセスコントロール（なお、著作権法ではアクセスコントロールは2条1項21号で「技術的利用制限手段」と定義されている）については規定されていたが、シリアルコードは、保護対象であるコンテンツと別に提供されるものであるため、従来の規定では、これが規制対象に含まれるかが不明確となっていた。また、平成30年改正不正競争防止法においては、既にシリアルコードの規制が導入されたため、著作権法と不正競争防止法との間で、規制対象行為について相違が生じていた。

## 6. 2 改正法

- (1) 上述した経緯を踏まえ、改正法は、コンテンツやソフトウェアとは別に提供されるシリアルコードを利用したライセンス認証を保護するため、「技術的利用制限手段」の定義規定から、「著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに」の文言を削除した（改正法2条1項21号）。これ

により、シリアルコードを利用したアクティベーションが、「技術的利用制限手段」に含まれることが明確化された。

- (2) ところで、令和2年改正前から規定されている「技術的保護手段」は、その対象範囲に「著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く」（2条1項20号）と定められている。一方、「技術的利用制限手段」は、「著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下『著作権者等』という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く」（同21号）と定められている。すなわち、20号の「著作権等を有する者」が著作権、出版権、著作隣接権等の著作財産権に加え、著作者人格権や実演家人格権を有する者も含むと定義されているのに対し、21号の「著作権者等」は、「著作権者、出版権者又は著作隣接権者」のみを意味し、著作者や実演家は含まれない。これは、20号の技術的保護手段（コピーコントロール）の場合は著作者や実演家の人格権（同一性保持権等）を保護する必要も認められるのに対し、21号の技術的制限手段（アクセスコントロール）の場合は出版社等のコンテンツ提供事業者が技術的制限手段を講じることが多く、これら事業者の利益保護を図る必要性が高いという実態に即した規定となっていると思われる。

## 6. 3 侵害行為と刑事罰

- (1) 不正なシリアルコードの提供は、それ単独で回避に用いられるものであり、著作権者等の経済的利益を不当に害するものであること、及び、特定の著作物と結びついた形で行われ、民事上の責任を追及する必要性が高いことから、回避行為（回避装置・プログラムの提供、回避サービスの提供等）（113条6項において改正前からすでにみなし侵害として規定されていた）とは独立した行為として新たに「みなし侵害」として規定された（改正法113条7項）。
- (2) シリアルコードの提供等については、回避行為（回避装置・プログラムの提供や回避サービスの提供等）（改正法120条の2第1項1号、2号）と同様に刑事罰も定められており、新たに、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰

金又はその併科とされる旨が規定された（改正法120条の2第1項4号）。

#### 6. 4 実務について

##### (1) 不正競争防止法との相違点

インターネット配信されるコンテンツ（データ及びプログラムを含む）のアクセスコントロールによる保護に関して、著作権による保護と不正競争防止法による保護とが交錯する場面がある。このため、著作権法と不正競争防止法の取扱いの相違に留意する必要がある。

- ①著作権法は、単純回避行為を民事上の責任として規定しているのに対し（改正法113条6項）、不正競争防止法では規定していない。
  - ②著作権法では、指令符号の製造行為を民事上の責任として規定しているのに対して（改正法113条7項）、不正競争防止法では、規定していない。
  - ③著作権法は、輸出行為について何ら規定していないが、不正競争防止法では、輸出行為を民事上の責任、刑事上の責任として規定している（不正競争防止法2条1項17号・18号、3条、4条、21条2項4号）。
  - ④著作権法は、回避装置やプログラムの提供、回避サービスの提供について、刑事上の責任のみ規定しているのに対して（改正法120条の2第1項1号、2号）、不正競争防止法では、刑事上の責任のみならず、民事上の責任として規定している（不正競争防止法2条1項17号・18号、3条、4条、21条2項4号）。
- (2) 著作物性のないものや、著作権の保護期間が終了したものについては、不正競争防止法の保護を選択することになるが、著作物性があり、保護期間が終了していないものは、著作権法と不正競争防止法の双方の保護を受けることができる。
- (3) コンテンツを収集したデータベースを提供する場合、不正競争防止法で規定された限定提供データとして提供される場合が多いが、コンテンツ自体や検索プログラム等に著作物性がある場合、著作権法の保護を重疊的に受けることに

より、限定提供データの保護がより強化されると思われる。

#### 7. 終わりに

以上述べたとおり、改正法は、近年その被害が急増しているインターネット上の海賊版対策の強化のために、リーチサイト対策（著作権法113条2項～4項、119条2項第4号・第5号、120条の2第3号等）や、侵害コンテンツのダウンロード違法化（著作権法30条1項第4号・2項、119条3項第2号・5項等）に係る措置等を講じ、著作権者の保護を図る一方で、著作権侵害の成立に関して一定の除外要件を定め、あるいは附則に配慮規定を設けるなどして、国民の日常的なインターネット利用が萎縮するとの懸念を払拭し、著作物の円滑な利用が過度に阻害されないようにしたものである。

もっとも、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの相反する要請が改正法によって真に実現されるかどうかについては、改正法施行後の状況を慎重に見極めていく必要があるであろう。

以上

#### (注)

- (1)文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」（2019年2月）12頁
- (2)文化審議会著作権分科会前掲注（1）25頁
- (3)文化審議会著作権分科会前掲注（1）32頁
- (4)文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 御説明資料」15頁
- (5)文化庁前掲注（4）15頁
- (6)文化庁前掲注（4）15頁
- (7)文化庁前掲注（4）18頁
- (8)文化庁前掲注（4）18頁
- (9)コピーそのものを制御する方式であり、マクロビジョンやCGMS等の技術が存在する。
- (10)コンテンツ自体を暗号化（スクランブル化）し、視聴できなくする方式であり、CSSやAACCS等の技術が存在する。

（原稿受領 2021.7.30）